

2 「(仮称)子ども憲章」について



北九州市「こどもまんなかcity宣言」

○ 令和5年11月13日、産学官、地域、若者と共同宣言（全国初）

- ▶ 子どもたちが大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる環境づくりを北九州市全体で推進する

【宣言時の様子】



「(仮称)子ども憲章」制定の背景・目的

背景

子ども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、地域社会、企業など様々な場で、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識を醸成する必要がある。

一方、他都市では、子どもの公園使用に地域から苦情が寄せられ、公園が閉鎖されるなどの事案が発生している。

また、国の資料によると、子育て中の方から「電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育てに冷たい印象」、「子連れだと混雑しているところで肩身が狭い」など、社会全体の意識・雰囲気子どもを生み、育てることをためらわせる状況にあるとされている。

「(仮称)子ども憲章」制定の背景・目的

他方、北九州市が昨年実施したアンケートによると、『子連れの方の行動で「もう少し考えてほしいな」と感じた場面』を募集したところ、「親が子どもを見ていない、注意しない」といった意見が最も多かった。

子どもや子育てにやさしい社会づくりのためには、地域社会全体の理解・協力が不可欠であり、そのためには、お互いに、周りの方を思いやる気持ちをもっていただくことが重要である。



目的

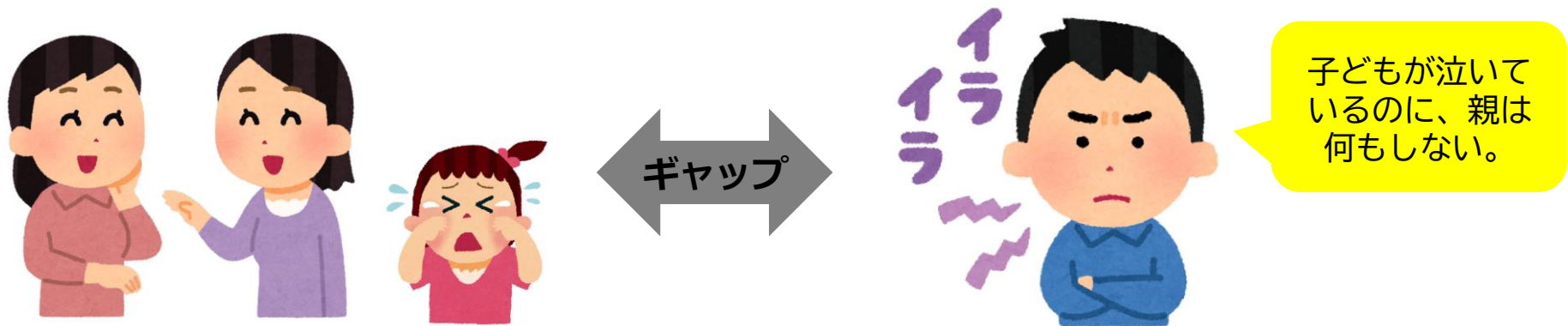
「(仮称)子ども憲章」の制定により、子どもや子育て中の方、周囲の方など、それぞれの存在や考え方を尊重し、包摂性と寛容性を持って、地域社会全体で子どもに関わり、育てるという気運を高めていく。

「(仮称)子ども憲章」の方向性①

内容のイメージ①

日常生活の中で、子育て中の方や、その周囲の方など、子どもや子育てに対するお互いの考えや、思いを尊重し、包摂性と寛容性を持てるような「きっかけになる言葉」

【例：レストランで子どもが大泣きしているケース】



▶ **ギャップを縮め、お互いに気遣いできる「きっかけになる言葉」**

「(仮称)子ども憲章」の方向性②

内容のイメージ②

他事例も踏まえながら、日常生活に近い「やわらかい言葉」で編成する。構成は、前文・本文の2部構成をイメージ。

【政令市の状況】

1 「子ども憲章」の形で制定している都市

- ・京都市（子どもを共に育む京都市民憲章） 平成19年2月5日制定
- ・熊本市（熊本市民「こども憲章」） 平成 6年9月3日制定

2 「宣言」の形で制定している都市

- ・さいたま市（さいたまキッズなCity大会宣言） 平成23年10月9日制定

【北九州市内の類似事例】

- 1 北九州市子どもを育てる10か条（教育委員会） 平成15年度制定
- 2 保育・教育における子ども憲章（保育における子どもの権利を考える会）

他都市の状況①（京都市）

○ 子どもを共に育む京都市民憲章（H19.2.5日制定）

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の氏名です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共にいきるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

他都市の状況②（熊本市）

○ 熊本市民「こども憲章」（H6.9.3日制定）

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

他都市の状況③（さいたま市）

○ さいたまキッズなCity大会宣言（H23.10.9日制定）

さいたま市の未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長することは市民すべての願いです。この願いを実現するためには、人々が助け合い、いたわりあい、支えあいながら、子ども・青少年を社会全体で育むことが大切です。わたしたちは、すべての子ども・青少年が、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会の実現を目指します。

未来のさいたま市をつくります

- 1 わたしたち子ども・青少年は、輝かしい未来のある社会の一員としてたくましく生きる力と生きる知恵を育み、人を思いやり感謝の気持ちを忘れない素直で優しい心を持ち続けます。

家族の絆を深めます

- 1 わたしたち家族は、子どもを育てる責任を自覚し、子どもと共に学び・喜び・楽しむことができるよう互いに十分愛情を注ぎ、共に過ごす時間を大切にします。

市民の絆で子ども・青少年を育みます

- 1 わたしたち市民は、人と人とのふれあいや、つながりを大切にし、子ども・青少年が安心して学び・遊び・暮らせるよう、多世代が参加した地域ぐるみでしっかり見守り、心豊かな笑顔あふれる地域社会をつくります。

働きやすい環境をつくり、子育て支援に貢献します

- 1 わたしたち事業者は、働く人たちが喜びにあふれるよう「仕事と生活の調和」を実現し、地域における社会貢献活動に取り組みます

地域社会を支えます

- 1 わたしたち行政・子どもが育ち学ぶ施設は、地域社会の絆をしっかりと結び、遊び・学習・養育・保育を通して、子どもが健やかに育つまちをつくります

北九州市内の類似事例①（子どもを育てる10か条）

○ 北九州市子どもを育てる10か条（H15年度制定）

- 1 朝は明るく笑顔で「おはよう」
- 2 家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
- 3 子育ては 誉める・叱る・見守る・抱きしめる
- 4 聞くときは 子どもの目を見て心を聴いて
- 5 食事が楽しみな家庭にしよう
- 6 大切にしたい 物より体験
- 7 まず親が きちんと実行 社会のルール
- 8 声かけて 地域の宝 子どもたち
- 9 教えよう 平和といのちと助け合い
- 10 子どもと夢を語り合おう

北九州市内の類似事例② (保育・教育における子ども憲章)

ちいさいわたしがほしいもの

子どもの育ちを支えるために



保育における子どもの権利を考える会 ※3

イラスト：阿部原大

子どもの権利条約

保育・教育における子ども憲章 解説

こども基本法 ※1

子どもたちは「ちいさい」かもしれませんが、一人の人格を持った人間です。未来を生きる子どもたちから大人たちへ願われていることを、彼らの思いを代弁して表してみたいと思っています。

1 子どもであっても、大人と同様に、一人の人間として大切に尊重してもらいたい権利があります。「経験や判断力がない」「障がいがある」等の理由で意見を聴いてもらえなかったり、悔がらせて言いなりにさせられたりしていい存在ではありません。子ども時代をその子らしく生きることが保障することで、その子の幸福と、その子らしく生きていく力を守ることが出来ます。

権利条約第3条(子どもの最高の利益)、第6条(生きる権利、育つ権利)、基本法第3条①(基本的人権)※2

6 子どもは生涯において、各国・各地域の様々な芸術や生活文化に触れたり体験しながら、人生を豊かなものにしていきます。その経験を幼児期から思いきりできることが、子どもの心と身体にしみわたります。そこから新たな表現が生まれ、生き方を見つける力になり、次の世代に伝えてくれます。

権利条約第31条(文化的・芸術的生活への参加)、基本法第3条③(社会参加)

2 その子らしい感じ方は、その子が生きる土台です。誰かの言いなり的人生ではなく、その子らしい人生を応援するのであれば、幼い頃から、その子が自分の感じ方に気持ちに向け、大切にできる環境を整えてください。子ども自身がじっくり考える時間を持つことや、失敗から学ぶことを含めて本人の決定を大切にすることで、その子の土台は豊かになります。

権利条約第12条(意見表明権)、第13条(表現の自由)、基本法第3条③④(意見表明権)

7 他国籍の子ども・障がい・母子家庭・父子家庭・貧困・LGBTQなど、その子が生まれた環境や文化、外見や感覚の違いから、辛い思いをしている子どもがいます。子どもは、その辛い思いを表現できません。その子の不安な気持ちに気づいてください。そして、一緒に生活している保護者も不安を抱えていることを守ってください。

権利条約第2条(差別の禁止)、第23条(心身障がいのある子ども)、基本法第3条⑤(差別の禁止)

3 「安心・安全」という言葉が、ときに子どもの自由を束縛するために使われることがあります。子どもにとって「安心」できる環境とは、不安のない環境と時間があることです。その子がその子らしく過ごすことのできる居場所を保障してください。人に嫌なことをしたり、困った行動をするときは、心が辛い時です。そんな時には手を差し伸べてください。助けてと言えないその子に気づいてください。

権利条約第6条(生命の権利)、基本法第3条②(適切な養育)

8 子どもにとって、家族はかけがえのないものです。家族の障がいの有無、経済状態、ネグレクト的育異などに対して、子どもの前で非難されることは子どもも家族も傷みます。子どもも家族も一生懸命なのですが、どうしてもいいか解らず困っています。子ども達の大切な家族も安心できる環境を保障して、一緒に守ってください。

権利条約第9条(家族の統合)、第18条(父母の養育責任)、基本法第3条⑤(保護者への十分な支援)

4 子どもの生活のすべての場面で、子どもに関係することについて決める時には、保育・教育者を含む大人の人も、子どもの意見や気持ちを聴き、子どもにとって最も良い事かどうかを一緒に考えてください。例えば、急に後ろから抱かれたり、手を引っぱられたりするのは、子どもにとっては嫌な体験です。

権利条約第3条(子どもの最高の利益)、第12条(意見表明権)、基本法第3条③④(意見の尊重)

9 大人たちが子どもとともに楽しく過ごす時間を保障して、子どもが子ども時代を豊かに安心して育つことが、社会全体の幸せな未来に繋がってゆくのですね。

基本法第3条⑥(子育てに喜びや実感できる社会)

5 子どもには「今を楽しむ充実して生きる」ために全力を注ぐ時間が必要です。それは、大人からみると意味がなく無駄に思われる、つまらないことかもしれませんが、失敗を繰り返しても好きなことに夢中になる経験は、興味関心を持続させる原動力となり、生きる力につながっていきます。夢中になって遊ぶ子どもを信じて、興味深く見守ってください。

権利条約第31条(休息・余暇・遊び)、第29条(教育の目的)

「保育・教育における子ども憲章」は、子どもの権利条約とこども基本法をベースに、子どもからみた言葉として、未来に生きる子どもの願いを代弁してすべての大人に伝えるものです。子どもたちの人生は子どもたち自身のものであり、乳幼児期の育ちの上にその子の人生が展開されてゆくことを、大人はしっかりと受けとめてほしいと思っています。

※1 「子ども」は、「子供」や「こども」と表記されることがあります。本憲章では「子ども」と表記していますが、「こども基本法」は法律名なので、そのまま表記しています。

※2 本解説では、以下のように条約・法律の名前を省略しています。権利条約：子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) 基本法：子ども基本法

※3 赤星佑保、宇佐美純代、岡田健一、川口朝里、北野久美、黒田恵美、越石尚子、竹内浩二、武宮暢徳、広嶋、村上順子、村上千寿、山田眞理子(他10名)

「(仮称)子ども憲章」方向性のまとめ

1

主体・目線

大人→大人を基本とし、子育て中の方や、その周囲の方などが共有できるもの

2

盛り込む内容

他都市の「憲章」のようなものではなく、例えば「北九州市子育て10か条」のような、やわらかい言葉とする

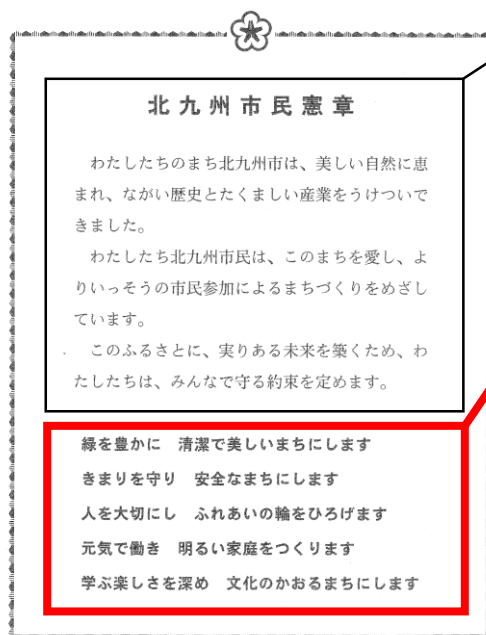
3

全体の構成

- ・前文（「(仮称)子ども憲章」制定の経緯、目的 など）
 - ・本文（条文形式で、短い言葉を数本制定）
- の2部構成とする

「(仮称)子ども憲章」のたたき台

【例示：北九州市民憲章】



タイトル・前文（今後検討）

本文（イメージ）※キャッチフレーズのような形

- 1 見守る、それは一番むずかしい応援だ**
(子どもや子育て中の方に、温かいまなざしを)
- 2 生まれたときは みんなそうだった**
(そういえば、大人も昔は子どもだった)
- 3 その一言で 世界は変わる**
(どのような言葉をかけますか?)
- 4 小さな親切 大きな喜び**
(そのやさしくされた経験はずっと覚えている)
- 5 やさしくしてくれてありがとう**
やさしくさせてくれてありがとう
(周りの支えに感謝。やさしさを受け入れる勇気も)